



町職員のサングラス着用・軽装勤務を実施

南河内郡河南町は、職員の健康を守り、安全に業務を遂行するため、公用車運転時や屋外作業時などでのサングラス着用を認めることとします。

また、これまで夏や冬に期間を設けて実施してきた軽装勤務を通年化します。

【実施時期】 令和8年7月27日(月)から

■ サングラス着用

近年の強い日差しから、車両運転や屋外作業時における視認性を確保するとともに、紫外線による目への健康被害を軽減するため、一定の注意事項を設けたうえで、業務中におけるサングラスの着用を認めることとします。

(注意事項)

- ・サングラスの着用は、強い日差しや朝夕等の眩惑により、運転や作業に支障をおよぼす場合に限る。
- ・住民をはじめ他者と直接対話する際は、サングラスを外して対応する。
- ・サングラスの仕様は、町職員としての品位を損なわないもので、華美または奇抜な形状や色調でないもの。

■ 勤務の通年化

これまで近年の気候変動への柔軟な対応として、「夏のクールビズ」「冬のウォームビズ」の期間を設け、気候や室温に合わせて最も快適な服装による軽装勤務を実施してきました。

より職員が動きやすく、健康管理を尊重する職場環境づくりを実現するため、軽装勤務を通年化します。

(軽装勤務の考え方)

- ・公務員としての信用と品位を損なわず、住民に不快感を与えない清潔感のある服装とし、着こなし等に十分に配慮する。
- ・町議会や式典への出席時など、社会通念上必要と判断される場合は、ジャケット・ワイシャツ・ネクタイを着用するなどTPO(時・場所・場合)に合わせた服装選びを行う。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 政策総務部人事財政課

TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

担当者:安達、三善 メールアドレス:jinji@town.kanan.osaka.jp